吸収合併契約等に関する事後備置書類

（会社法第 801 条第 1 項、会社法施行規則第 200 条に定める事後備置書類）

当社と株式会社サンリオファーイーストは、2024 年 3 月 29 日付吸収合併契約書に基づき、2024 年 7 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社サンリオファーイーストを吸収合併消滅会社とする、吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます）を行いました。会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条の規定に基づき開示すべき事項は以下のとおりです。

2024 年 7 月 1 日

株式会社サンリオ

目次

１．吸収合併が効力を生じた日

２．吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2 の規定、第 785 条および第 787 条の規定並びに会社法第 789 条の規定による手続の経過
（１）吸収合併をやめることの請求
（２）反対株主の株式買取請求
（３）新株予約権買取請求
（４）債権者の異議

３．吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 1 の規定、第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過
（１）吸収合併をやめることの請求
（２）反対株主の株式買取請求
（３）債権者の異議

４．吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

５．会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項

６．会社法第 921 条の変更の登記をした日

７．前各号に掲げるもののほか、本合併に関する重要な事項

１．吸収合併が効力を生じた日

2024 年 7 月 1 日

２．吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2 の規定、第 785 条および第 787 条の規定並びに会社法第 789 条の規定による手続の経過

（１）吸収合併をやめることの請求

株式会社サンリオファーイーストは当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

（２）反対株主の株式買取請求

株式会社サンリオファーイーストは当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

（３）新株予約権買取請求

株式会社サンリオファーイーストは新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。

（４）債権者の異議

会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 4 月 1 日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、2024 年 5 月 17 日までに知れている債権者への個別の催告を行いましたが、異議申述期限までに本吸収合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

３．吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 1 の規定、第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過

（１）吸収合併をやめることの請求

本合併においては、該当事項はありません。

（２）反対株主の株式買取請求

会社法第 797 条 3 項および 4 項の規定に基づき、2024 年 4 月 1 日付で官報公告および新聞広告を行いましたが、買取請求期限までに株式買取請求を行った株主はありませんでした。

（３）債権者の異議

会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2024 年 4 月 1 日付で官報公告および新聞公告を行いましたが、異議申述期限までに本吸収合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

４．吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、株式会社サンリオファーイーストの資産、負債その他一切の権利義務を

承継いたしました。

５．会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項

別添のとおりです。

６．会社法第 921 条の変更の登記をした日

2024 年 7 月 4 日

７．前各号に掲げるもののほか、本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

吸収合併契約等に関する事前備置書類

（会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 191 条に定める書面）

当社は、2024 年 3 月 29 日付で株式会社サンリオファーイーストとの間で締結した合併契約書に基づき、2024 年 7 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社サンリオファーイーストを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます）を行うこととといたしました。本吸収合併に関し、会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 191 条に定める当社の事前開示事項は以下のとおりです。

2024 年 5 月 31 日

株式会社サンリオ

目次

１．吸収合併契約の内容

２．合併対価の相当性に関する事項

３．吸収合併消滅会社の新株予約権に関する事項

４．吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

５．吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

６．吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

１．吸収合併契約の内容

別紙１のとおり、2024 年 3 月 29 日付で吸収合併契約を締結いたしました。

２．合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付は行いません。

３．吸収合併消滅会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙２のとおりです。

５．吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

吸収合併存続会社には、成立の日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じていません。

６．吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生日後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の吸収合併存続会社の収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従い、本吸収合併後におこる吸収合併存続会社の債務について履行の見込があると判断いたします。

以上